

熊谷市立児童クラブ条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 小 林 哲 也

規則第 4 5 号

(別紙)

熊谷市立児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立児童クラブ条例施行規則（平成１８年規則第３４号）の一部を次のように改正する。

別表熊谷市立長井児童クラブの項中「熊谷市立長井児童クラブ」を「熊谷市立妻沼東児童クラブ」に改め、同表熊谷市立秦児童クラブの項を次のように改める。

熊谷市立第２妻沼東児童クラブ	３５人
----------------	-----

附 則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。